

令和4年4月1日より、改正女性活躍推進法に基づく

一般事業主行動計画の策定が

常時雇用する  
労働者が

101人以上に拡大されます。

準備  
OK?

福岡労働局では、個別相談会も開催します！

女性活躍推進法では、職業生活において、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、事業主は女性労働者に対する活躍の推進に資する取り組みをすることとされています。

現在は、常時雇用する労働者が301人以上の企業は、この取組に関する一般事業主行動計画を策定し、労働者への周知、社外への公表、労働局への届出を行うことが義務付けられていますが、**令和4年4月1日より常時雇用する労働者が101人以上の企業に拡大されます。**

常時101人以上の労働者を雇用する企業におかれましては、早急に一般事業主行動計画を策定・届出してください。福岡労働局のHPには、「行動計画策定かんたんガイド」も掲載しています。

[福岡労働局 かんたんガイド](#)

また、福岡労働局では、令和4年1月下旬から3月中旬まで**個別相談会**も行います。

「何から手を付ければいいのかわからない」などでお困りの企業は、是非、ご参加ください。

## 個別相談会のお申し込みから当日ご来庁までの流れ

### ①相談希望日程をFAXしてください

参加申込書	送信先：福岡労働局雇用環境・均等部指導課 FAX092-411-4895		
相談希望日程 <input type="checkbox"/> 1月下旬 <input type="checkbox"/> 2月上旬 <input type="checkbox"/> 2月中旬 <input type="checkbox"/> 2月下旬 <input type="checkbox"/> 3月上旬 <input type="checkbox"/> 3月中旬  相談希望日程に☑を してください	申込者	企業名	
		ご連絡先	TEL
個別相談会参加者（1企業2名までの参加でお願いいたします）			
	所属部署	役職	氏名

### ②労働局から電話をさせて頂き、相談日を打ち合わせます

### ③労働局から相談日、会場、準備書類などを記した文書を送付

### ④当日、個別相談会場においでください

福岡労働局 雇用環境・均等部 指導課 TEL 092-411-4894

福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館4階 FAX 092-411-4895